資料
No. 5

(写)

静労発基 1022 第 1 号
令和 8 年 10 月 22 日

静岡地方最低賃金審議会
会長　畑　隆　殿

静岡労働局長
國分　一行

最低賃金の改正決定について（諮問）

最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）第 15 条第２項の規定に基づき、下記最低賃金の改正決定について、貴会の調査審議をお願いする。

記

１　静岡県鉄鋼、非鉄金属製造業最低賃金（平成 20 年静岡労働局最低賃金公示第６号）

２　静岡県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具、輸送用機械器具製造業最低賃金（平成 20 年静岡労働局最低賃金公示第２号）